内閣衆質一四四第一〇号

平成十一年一月二十二日

内閣総理大臣 小 渕 恵

三

衆議院議長 伊藤 宗一郎 殿

衆議院議員山本孝史君提出九州大学医学部附属病院での脳死判定後の自発呼吸反応に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議 院議員山本孝史君提出 .九州大学医学部附属病院での脳 死判定後の自発呼吸反応に関する質

問に対する答弁書

一について

御指 摘 0 事例については、 平成八年五月二十三日に原動機付自転車乗車中の自損事故により極めて脳死

に近 い状態と判断された患者について、 患者の父親 (以下「父親」という。) から患者の全臓器を供 与

たい との 強 い申 出 ...があったことを受けて、 九州大学医学部附属病院において、 担当医師等が · 検討 L た結

果、 臓器の 移植に関する法律案が国会で審査中であるという社会的状況を考慮して、 脳死 体 か 5 \mathcal{O} 臓 器移

植 は 行わ ず、 心停 止 後 の腎臓及び角膜移植を目的とした眼球摘出を行うこととし、 患者の 家族 (以 下

族 という。) 0) 同 意 の下、 患者 0 心 停止% 後、 腎臓 と眼 球 \mathcal{O} 摘出が行わ れ たものである。

のように、 本事 が例につ いては、 脳死体 か 5 0 臓 **澱器移植** を前提としていないため、 当 時 臨 床 の場 E お け

る脳 死の判定に当たって用いられることが多かった、 厚生省厚生科学研究費特別研究事業脳死に関 ける研

究班 昭和六十年度研究報告で定められている基準(以下「竹内基準」という。)に基づく脳死判定は行っ

ていない。

なお、その診察の過程において、次の表の検査を行い、 患者は、 極めて脳死に近い状態であり、 回復は

極めて困難であると診断されている。

-										
一十六時二十分~	十五時五分	五月二十五日		十六時二十分	十九時	十六時三十分~	-	十六時二十分	五月二十四日	時
脳波検査	神経学的診察		テスト	呼吸中枢刺激		脳波検査		神経学的診察		検査項目
平坦脳波	昏睡、脳幹部神経反射消失			自発呼吸なし、咳嗽反射なし	TI.	平坦脳波		昏睡、脳幹部神経反射消失		検査結果
一吉良潤一(助教授)	吉良潤一(助教授)			財津昭憲(講師)		鈴木聡(助手)		鈴木聡(助手)		担当医師
神経内科	神経内科			救急部	科	脳神経外	科	脳神経外		診療科目

			-		
	十六時三十六分	十五時三十分~	十六時五十分		
2	テスト	呼吸中枢刺激	30		
血症に無反応	低換気テストによる高炭酸ガス	自発呼吸なし、咳嗽反射なし			
		財津昭憲(
,		講師)			
		救急部			

二について

についてで述べたとおり、 本事例については、 竹内基準に基づく脳死判定は行ってい ない。

なお、 御指 摘 \mathcal{O} 自 発呼吸は、 一についてで述べた検査結果を踏まえ、 家族 の同 意を得て、 医師 が 人工 呼

吸器を停止したところ、 胸 部 \mathcal{O} 微 妙な動き及び全身の緩やかな動きが見られ、 炭 酸 ガス 分圧とは 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> た

酸素濃度の低下に伴い生じたものである。

基準 ま た、 の検査項目に沿った脳 竹内 基準、 に ・基づく 死の診断後に呼吸促進剤を投与したところ、ごく弱い自発呼吸が 脳死判定が行わ れた後に自発呼吸が あ った事例は承知し てい ない。 確認され な お、 た事 竹内

例 が 平 成九年八月二十五 日に開催された公衆衛生審議会成人病難病対策部会臓器移植 専門委員会に 例 報

告されてい る。 しか Ļ 当該患者は慢性閉塞性呼吸器疾患であり、 竹内基準及び平成三年に発表され た

「厚生省 「脳死に関する研 究班」 脳死判定基準 の補遺」 によれば、 慢性閉塞性呼吸器疾患患者に うい ては

竹内 基準 \mathcal{O} 検 査 項 自 の 一 つであ る無呼吸テストによる呼 吸 中 枢 機 能 \mathcal{O} 的 確 な評 価 は 必ずし ŧ 容易 で は な

く 本 来 脳 死判定を差し控えるべきものとされており、 当 該 事 例 は、 竹内基準 に基づい て脳死判定が 行わ

れたものであるとはいえないと考えている。

三の(一)について

についてで述べ た検査結果を踏まえ、 家族の同意を得て、平成八年五月二十五 日十八時七分に人工呼

吸器を停止したところ、 胸 部 の微妙な動き及び全身の緩やか な動きが見られ、 炭酸 ガス分圧とは独立 した

酸 公素濃度 0 低下に伴い 自 発呼吸が生じたことから、 人工呼吸器 を再装着 したが、 家族 か 5 延 命 \mathcal{O} た 8 0) 治

療に つい て 強 1 中 止 要請を受けたため、 同 日二十時に再び 人工呼吸器を停止 したも $\tilde{\mathcal{O}}$ であ

三の (二) について

度目 の人工呼吸器の停止に関しては、 角膜及び腎臓 の移植に関する法律 昭昭 和五十四年法律第六十三

号。 臓器 \mathcal{O} 移植 に関する法律 (平成九年法律第百四号) により廃止。) 第八条の許可に基 づ ١ ر て 腎 臟 \mathcal{O}

あ つ せ んに係る連絡調整を行う者 (以 下 「臟器移植連絡 調整者」 という。) から家族に対し腎臓 \mathcal{O} 移 植 に

ついて説明を行ったところ、 父親から積極的 に腎臓の提供の意思表明があった。そこで、 臟器移植 連絡 調

整者から家族に対し、

ア このまま治療を継続し心停止後に腎臓を摘出する方法

イ 昇圧剤の投与を中止して心停止後に腎臓を摘出する方法

ウ 人工呼吸器を止めて心停止後に腎臓を摘出する方法

の三方法を説明したところ、 家族からウの方法を希望する旨の申出があり、 これを踏まえ、 医師が一

度目

の人工呼吸器の停止を行ったものである。

度目 \mathcal{O} 人工呼吸器 の停止 に関 しては、 医師 が 人工呼吸器を再装着した後に、 家族に対して二について

の中段で述べ た経 緯及び救 命の見込みがないことを説明したところ、 家族から、 患者を救命できなけ ħ ば

延命 \bigcirc ため \mathcal{O} 治療 は 拒否すること、 臓器の損傷を避け社会に役立てたいとの強い要請があっ たため、 これ

を踏まえ、 二度目 の人工呼吸器の停止を行ったものである。 このような同意内容については、 腎臓 の提供

等についての承諾書面に父親によって記入されている。

三の (三) について

度目と同様の身体反応が見られたが、 有効な換気にはならず、約二十分後に心停止を迎えたものであ

る。

四について

御指摘の心停止前のカテーテル挿入、 血液凝固阻止剤の投与、 灌流液の注入については行われていない

が、 移植に必要な検査を目的とする採血については、平成八年五月二十四日二十二時三十五分に実施して

いる。

当該採血については、 実施前に、 主治医が家族から口頭で承諾を得るとともに、 実施後に、 臓器: 移植 連

絡調整者が家族から心停止 後の腎臓の提供等についての承諾を書面により得る際に、 当該書面の中で改め

て右の承諾を確認している。